

田布施町予約型定額乗合タクシー「のりーね」 スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田布施町予約型定額乗合タクシー「のりーね」(以下「のりーね」という。)の運行の充実及び町民のサービスの向上を図るため、「のりーね」の車体等を活用した田布施町予約型定額乗合タクシー「のりーね」スポンサー制度(以下「のりーね」スポンサー制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(「のりーね」スポンサー制度の内容)

第2条 「のりーね」スポンサー制度の内容は、「のりーね」の車体(以下「車体」という。)又は町内の待合所に設置している「のりーね」利用者用ベンチ(以下「ベンチ」という。)にスポンサーの名称等(以下「スポンサー名等」という。)の表示を希望する者(以下「スポンサー」という。)が別表に掲げる協賛金を負担し、田布施町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)が「のりーね」の車体等にスポンサーの名称等を表示(以下「スポンサー名等の表示」という。)し、広告に供するものとする。

(スポンサーの対象)

第3条 スポンサーの対象は、企業及び公共的団体又はこれに類する者、その他協議会が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、スポンサーが田布施町有料広告掲載に関する要綱(平成18年2月1日施行)第2条に規定する広告の基本原則に該当しない場合かつ次に掲げる者は、対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者
- (2) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項または同条第13項第2号に規定する営業を営む者

(スポンサーの申込み等)

第4条 協議会は、スポンサーの申込みを随時受け付ける。ただし、申込み受付期間であっても、予定する貼付件数に達している場合は申込みを終了するものとする。

2 協議会は、申込みを受けたときは、その内容を審査の上、スポンサー名等の表示の可否を決定し、田布施町予約型定額乗合タクシー「のりーね」スポンサー決定通知書(別記第1号様式)により、当該申込者に通知するものとする。

(スポンサー名等の表示期間)

第5条 スポンサー名等の表示期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中からスポンサー名等の表示をする場合は、当該年度末までとする。

2 スポンサー名等の表示を更新しない場合に使用する書類は、スポンサー名等の表示の中止届(別記第2号様式。以下「中止届」という。)とする。

- 3 協議会は、前項の規定によりスポンサー名等の表示を更新しない場合、期間満了の2か月前までに中止届を提出するよう指導するものとする。
- 4 協議会は、期間満了の2か月前までに、スポンサーからスポンサー名等の表示の中止の意思表示がない場合には、自動的に期間を1年間更新することとし、その後も同様とする。

(スポンサーの申込み受付数)

第6条 スポンサーの申込み受付数は、次のとおりとする。

- (1) 車体の側面に表示するスポンサーの申込み受付数は4者までとする。
- (2) ベンチの背面に表示するスポンサーの申込み受付数は3者までとする。
- (3) 申込み受付は、原則、先着順により決定するものとする。
- (4) 車体の側面及びベンチの背面両方の申込みができるものとする。ただし、第1希望が決定した申込者の第2希望については、第1希望の申込者を優先するものとする。

(スポンサー名等の表示箇所数)

第7条 スポンサー名等の表示をすることができる箇所は、次のとおりとする。

- (1) 車体の側面1箇所
- (2) ベンチ10台の背面それぞれ1箇所

(スポンサー名等の表示方法及び素材等)

第8条 スポンサー名等の表示方法及び素材は、次のとおりとする。

- (1) 車体の側面 枠サイズ縦30cm×横50cmにスポンサー名等を表示する。
- (2) 車体の側面へのスポンサー名等の表示素材はマグネットシートとする。
- (3) ベンチの背面 枠サイズ縦14.8cm×横21.0cmにスポンサー名等を表示する。
- (4) ベンチの背面へのスポンサー名等の表示素材はラベルシールとする。
- (5) 地色、文字の色は、スポンサーと協議の上、決定する。

(スポンサー名等の表示位置)

第9条 スポンサー名等の表示位置は、協議会が決定する。

(スポンサーの取消し)

第10条 協議会は、スポンサーがスポンサー名等の表示期間中に田布施町有料広告掲載に関する要綱第2条に該当しないと判断した場合又は不相当と判断したときはスポンサーの決定を取り消すことができる。

(表示素材作成経費等)

第11条 マグネットシートは、別表に掲げる表示素材作成経費を別途納入し、協議会が作成するものとする。

- 2 ラベルシールは、表示素材作成経費は無料とし、協議会が作成するものとする。
- 3 マグネットシート及びラベルシールに使用するスポンサー名等、使用する画像デザイナータ拡張子を協議会に提供するものとする。

(スポンサー名等の表示掲載料金等の納入等について)

第12条 スポンサー名等の表示掲載料金は、別表に掲げる表示掲載料金を納入するものとする。

2 スポンサーは、決定通知日の翌月若しくはマグネットシートの納品日の翌月から年度末までのスポンサー名等の表示掲載料金を、協議会が指定する口座に振込ものとする。ただし、年度途中から掲載を行う場合は、年度末までの期間の月数を乗じて計算した金額を納入するものとする。

3 翌年度以降も引き続き更新を行う場合は、翌年度4月末までに翌年度のスポンサー名等の表示掲載料金等一括を、協議会が指定する口座に振込ものとする。

4 各項の規定により当該年度中に徴収した表示掲載料金等は、原則これを返還しない。

5 振込手数料は、スポンサーの負担とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表

	車体の側面	ベンチの背面
表示掲載料金	24,000円/年・箇所 (月あたり2,000円)	12,000円/年・箇所 (月あたり1,000円)
表示素材作成経費	5,000円/枚	